平成２３年（フ）第１０５７号
千葉県船橋市小室町904番地　Ａ－４棟515号
債務者　野澤　　寛
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５８号
千葉県船橋市小室町904番地　Ａ－４棟515号
債務者　野澤　雅子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９４号
千葉県船橋市西習志野３－31－１、住民票上の住所千葉県船橋市大穴南５丁目19番６号
債務者　檜森由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１２号
千葉県船橋市習志野台３丁目13番１棟204号
債務者　岡本　仁美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２３号
千葉市中央区長洲１丁目33番５号
債務者　小池　武子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３２号
千葉市美浜区高洲３丁目５番１棟505号
債務者　鶴岡紀一郎
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３号
石川県鹿島郡中能登町二宮２部58番地１
ジャンダルム933Ⅱ202号室、従前の住所石川県鹿島郡中能登町西馬場ノ部32番地
債務者　長尾　愛子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４３８号
愛知県碧南市平七町２丁目１番地　グリーンパレスⅡ201号
債務者　鈴木さとみ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
愛知県刈谷市野田町西田48番地２　メゾンドヨサミＡ棟102号
債務者　鈴木　説朗
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８５２号
札幌市白石区北郷１条７丁目３番10号　ライト・アレイ103号、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央４条２丁目４番６－101号
債務者　星真榮こと　星　　敬司
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９２号
札幌市北区屯田６条３丁目８番32－305号
債務者　伏野　梨乃（旧姓阪内・澁川）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５８号
札幌市豊平区平岸３条８丁目９番25－403号
債務者　山下洋一郎
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２６号
札幌市白石区栄通15丁目13番３－308号
債務者　岩間　公香
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９３号
札幌市東区北41条東15丁目２番26－205号
債務者　杉田　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９５号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番３号フォレストヒルズ宮の森105号
債務者　中村　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８８号
札幌市東区北25条東７丁目２番12－407号
債務者　田尻　明子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２号
群馬県渋川市北橘町上箱田687番地
債務者　石田　智子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係